

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第52号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(246) (略) (247) <u>第1種動物取扱業登録申請手数料</u> (247)の2 <u>第1種動物取扱業登録更新申請手数料</u> (247)の3～(249) (略) (249)の2 犬又は <u>猫</u> の引取手数料 (250)～(585) (略)	別表（第2条関係） (1)～(246) (略) (247) <u>動物取扱業登録申請手数料</u> (247)の2 <u>動物取扱業登録更新申請手数料</u> (247)の3～(249) (略) (249)の2 犬又は <u>ねこ</u> の引取手数料 (250)～(585) (略)

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。